

Client Alert

2020年6月号 (Vol.78)

1. はじめに
2. 知的財産法：カリフォルニア州消費者プライバシー法の最終規則案公表及び新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた秘密情報・個人情報等の扱い
3. 競争法／独禁法：「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が成立
4. エネルギー・インフラ：再エネ特措法改正を含むエネルギー供給強靱化法案が衆議院を通過
5. 労働法：厚労省、心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正
6. 会社法：新型コロナウイルス感染症を踏まえた定時株主総会対応（3）－役員等の選任登記等及びウェブ開示事項の拡大について－
7. 危機管理：オーストラリアの現代奴隷法上の報告時期の延期
8. 一般民事・債権管理：民間金融機関での実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資の開始
9. M&A：事業再編研究会、「事業再編実務指針案」を公表
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁による「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」及び「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について」の公表
11. 税務：国税庁による申告・納税の取扱いに関するFAQの公開・更新（2）
12. 中国・アジア（タイ）：タイ個人情報保護法（事業者に関する規定）の施行延期
13. 新興国（イラン）：対イラン経済制裁に関する近時の動向
14. 国際訴訟・仲裁：改正外弁法の成立・公布

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年6月号 (Vol.78) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：カリフォルニア州消費者プライバシー法の最終規則案公表及び新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた秘密情報・個人情報等の扱い

Client Alert

(1) カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) の最終規則案公表

2020年6月1日、カリフォルニア州の司法長官は、カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) の最終規則案を、California Office of Administrative Law (OAL) に提出しました。

<https://oag.ca.gov/privacy/ccpa>

本最終規則案は、消費者への通知の内容・方法、消費者要求 (権利行使) への対応 (本人確認の方法等を含む。)、未成年者に対する特則、差別の禁止について、CCPA が定めている内容を具体化したものです。規則の効力発生後は、規則に違反することは、CCPA 違反を構成することになりますので、企業の CCPA 対応に当たっては遵守が必須となります。

本最終規則案の内容としては、2020年3月に公表されていた第2次修正版からは、基本的には、形式的な修正にとどまるようです。最終規則案を前提としても依然として重要な論点が不明確なまま残っていますが、今後の実務の確立が期待されます。

今後のスケジュールについてですが本最終規則案は、OAL のレビューを経て、Secretary of State に提出され、効力が発生します。

CCPA については、既に、2020年1月1日から施行されていますが、州の司法長官による執行開始日は、2020年7月1日となっており、執行開始日までの規則の確定が待望されているところでした。

通常の規則の制定スケジュールを前提とすると、5月末までに規則案が Secretary of State に提出されなければ7月1日に規則は効力発生できず、今回のように、6月になってから Secretary of State に提出された場合には、規則は、次の四半期の区切りに当たる10月1日に効力発生することになります。もっとも、今般、カリフォルニア州の司法長官は、Expediated Review のリクエストをしており、これが受け入れられれば、通常のスケジュールと異なり、10月1日以前に効力が発生する可能性があり、執行開始日である7月1日までに規則が効力発生する可能性もあります。

規則の効力発生日が執行開始日である7月1日に間に合うか否かにかかわらず、CCPA は予定どおり、7月1日に州の司法長官による執行が開始されます。また、既に規則の内容は、最終化されていますので、本最終規則案に基づいて、7月1日の執行開始に備えた準備を進めていくことになります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた秘密情報・個人情報等の扱い

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえたテレワークの拡大を踏まえ、経済産業省は、2020年5月7日に、「テレワーク時における秘密情報管理のポイント (Q&A 解説)」を公表しています。この資料は、経済産業省の「営業秘密管理指針」と「秘密情報の保護ハンドブック」等の内容を踏まえ、テレワーク時に典型的に発生するケースについて、営業秘密としての保護が得られるかや留意点について解説するもので、参考になります。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/teleworkqa_20200507.pdf

Client Alert

個人情報保護委員会は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」を公表していますが、2020年5月15日に更新版が公表され、別紙 Q&A の補充等が行われています。

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、濃厚接触者に速やかに濃厚接触の事実を伝え、その後の適切な対応に繋げていくことを目的に、コンタクトトレーシングアプリの導入の検討が進められていますが、これに関連して、個人情報保護委員会は、2020年5月1日に「新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方について」を公表しています。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20200501_houdou.pdf

また、2020年5月26日には、接触確認アプリに関する有識者検討会合による「接触確認アプリ及び関連システム仕様書」に対するプライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項も公表されています。

<https://cio.go.jp/node/2613>

上記はコンタクトトレーシングアプリに限らず、企業がアプリ等で個人情報やプライバシー情報を扱う場合の影響評価の在り方や公表方法の実例として実務上参考になるものといえます。

なお、新型コロナウイルスの流行とサイバーセキュリティ・データ保護に関する留意点については、以下の当事務所ニュースレターも併せてご参照ください。

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00041682/20200407-015008.pdf>

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が成立

2020年5月27日、第201回国会において「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（本法）が成立し、6月3日に公布されました。

本法は、かねてから複数の省庁が中心となって検討してきたデジタルプラットフォーム事業者に対する規制の一部となるものであり、デジタルプラットフォームの利用者のうち、オンラインモールやアプリストア等への出店者など商品等を提供する目的で利用する者（「商品等提供利用者」）の利益を保護するため、大規模デジタルプラットフォー

Client Alert

ムの運営者に対し、取引条件等の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告を義務づけることなどを内容としています。本法の所管は経済産業省です。

対象となるデジタルプラットフォーム（「特定 DPF」）は、事業区分ごとに規模の基準を政令で定めることとされており、経済産業省は、当面は、各種調査で取引実態が明らかとなっている大規模なオンラインモール・アプリストアが特定 DPF として本法の適用対象になるとしています。

開示が義務づけられる取引情報等には、オンラインモールへの出店者等にとって重要な情報である、特定 DPF の提供を拒絶する場合の判断基準、特定 DPF の提供に併せて商品の購入等を要請する場合におけるその内容や理由、特定 DPF における商品情報等の検索順位を決定する基本的な事項、特定 DPF の提供者が取得・使用するデータの内容・条件、商品等提供利用者によるデータの取得・使用の可否とその範囲・方法等が含まれます。また、特定 DPF の提供者が契約条件の変更や提供の拒絶等を行う場合には、事前にその内容や理由を開示することも義務づけられています。特定 DPF に係るこれらの情報は、商品等提供利用者の開示されるのが基本ですが、特定 DPF の提供者が取得・使用するデータの内容・条件については、一般消費者など特定 DPF の一般利用者に対する開示も義務づけられています。開示がなされない場合には、経済産業大臣が勧告・公表を行うこととされています。

オンラインモールやアプリストアにおける取引慣行については、昨年 10 月に公取委が実態調査報告書を公表し、独禁法上問題となる場合があることを指摘しているところ（[Client Alert 2019 年 12 月号 \(Vol.72\)](#) 参照）、本法は、経済産業省が特定 DPF の提供者について特定 DPF の透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が独占禁止法違反（不公正な取引方法）に該当すると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求をすることができる旨も定めています。

本法は、公布から 1 年以内に施行することとされているところ、今年度内にも施行されることを見込まれています。今後、政令により特定 DPF の基準が定められるほか、本法の具体的な運用については一定の指針が公表されることを見込まれますので、デジタルプラットフォームの提供者はもちろん、利用者においても、今後の動きを注視すべきといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：再エネ特措法改正を含むエネルギー供給強化法案が衆議院を通過

2020年5月26日、再エネ特措法改正法案を含む「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（「本法案」）¹が衆議院を通過しました。本稿では、衆議院での16項目の附帯決議のうち、特に再エネ特措法改正に関連する項目（9項から13項）の概要をご紹介します。なお、本法案は、現在参議院にて審議中です。

- 9項では、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付するいわゆるFIP制度の導入に関し、「対象となる電源、規模、プレミアムに係る参照価格の見直し期間等について、再生可能エネルギーに対する投資インセンティブの確保及び市場への統合の観点を十分踏まえる」とともに、「再生可能エネルギー発電事業者の経営の安定化に配慮」することが求められています。また、「発電コストのもう一段の低下が求められる」一方、「FIP制度の導入により再生可能エネルギーの導入にブレーキをかけることがない」よう、適切な導入時期を検討すること等も求められており、状況を見ながら国民負担軽減と再生可能エネルギー普及のバランスを両立させようとする意図が見受けられます。
- 10項では、再生可能エネルギーの大量導入に資するプッシュ型系統整備を図るための賦課金方式の活用について、電力需要家の負担への配慮や付加金額の周知とともに、制度の詳細の周知徹底が求められています。また、連系線の増強に係る地域負担の差が再生可能エネルギーの導入の障害とならないよう、託送料金制度の検討を進めることも求められています。
- 11項では、経済産業省主導の下に関係省庁が密接に連携し、未稼働案件対策、設備廃棄対策、地域の理解を得られにくい開発案件対策、長期安定発電を可能とするような産業育成等の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組みを、国民の理解と協力の下により健全かつ効果的に進めることが求められています。
- 12項では、法改正に伴い発生する、既存の特定契約の変更その他の事務処理及びそれらに要する費用につき、電気事業者の負担軽減への配慮が求められています。
- 13項では、発電側基本料金制度に関し、「再生可能エネルギー発電事業者の状況を踏まえる」とともに、「再生可能エネルギー発電事業者が他の発電事業者と比較して著しく不利益になることがないよう、十分に配慮すること」が求められています。

本法案の下での詳細な制度設計は政省令レベルに委ねられているところが多く、附帯決議での上記指摘は、新制度の詳細設計に大きな影響を及ぼすものと思われます。新制度の詳細設計を予見してこれに備えるために、衆参両院での議論を注視する必要があるものといえます。

¹ 本法案の概要については [Client Alert 2020年3月号 \(Vol.75\)](#) にてご紹介しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

Client Alert

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

5. 労働法：厚労省、心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正

2020年5月29日、厚労省は、「心理的負荷による精神障害の認定基準の改正について」と題する通達（令和2年5月29日基発0529第1号）²を通知し、「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成23年12月26日基発1226第1号）（認定基準）³を改正しました。

認定基準とは、心理的負荷による精神障害の労災請求事案における労災認定を行う基準であり、(i)労働者の発病した精神障害が、業務との関連で発病する可能性のある一定の疾病であり、(ii)発病前のおおむね6ヶ月間に業務による強い心理的負荷が認められ、(iii)業務以外の心理的負荷及び個体側要因（労働者側の要因）により発病したとは認められない、という3つの要件をすべて充足する場合に、当該精神障害が業務上発病したものと認められるとされています。このうち、(ii)の心理的負荷の強度については、業務上あり得る具体的な事象について「業務による心理的負荷評価表」（認定基準別表1）にその分類と心理的負荷の強度（強・中・弱の3段階）がまとめられています。この評価表に照らし、総合評価で「強」と判断された場合には、(ii)の要件を充足するとされています。認定基準は、労災認定の判断を行う際の基準を示した行政内部基準ですが、実務上、裁判所の判断において参考とされることも多く、司法上の判断にも一定の影響力を有していると考えられています。

今回の改正は、2020年6月1日より施行された改正労働施策総合推進法によりパワーハラスメントの防止対策が法制化されたことに伴い、2020年5月に公表された「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」⁴を受けたもので、パワーハラスメントに関する出来事についての心理的負荷評価表への追記及びこれに伴う同表の整理が行われました。

具体的には、上記の「業務による心理的負荷評価表」における「出来事の類型」に「パワーハラスメント」が独立の項目として追加され、「具体的出来事」に「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」との項目が追加されました。この平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」（強い方から「Ⅲ」「Ⅱ」「Ⅰ」となっています。）と設定されており、パワーハラスメントが強いストレス要因として位置づけられています。加えて、評価対象のうち「パワーハラスメント」に当たらない暴行やいじめ等につ

² <https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000634905.pdf>

³ <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zi-att/2r9852000001z43h.pdf>

⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000634906.pdf>

Client Alert

いて文言が修正されています。具体的には、「具体的出来事」の「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の名称が「同僚等から、暴行又は(ひどい) いじめ・嫌がらせを受けた」に修正されることで、パワーハラスメントに該当しない、優越性のない同僚間の暴行やいじめ、嫌がらせ等が捕捉されるようになっていきます。

従来の認定基準においても、パワーハラスメントに該当する事案は、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の具体的出来事として評価されてきましたが、「出来事の類型」として独立の項目とされたことで判断基準が明確化され、従来と比較して同種の類型に対する労災認定が認められやすくなる可能性があります。他方で、他の「出来事の類型」と同様に心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例が示されていることから、特にどのようなパワハラ類型が従業員に強いストレス心理的負荷を与え得るのか、参考となる基準が示されています。

このように、今回の認定基準の改正は、企業においてパワーハラスメント防止措置の構築・対応の状況を見直したり、今後の対応方針を検討したりするに当たり、大いに参考になるものと思われれます。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト 南谷 健太
☎ 03-6266-8540
✉ kenta.minamitani@mhm-global.com

6. 会社法:新型コロナウイルス感染症を踏まえた定時株主総会対応(3) —役員等の選任登記等及びウェブ開示事項の拡大について—

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた今年の定時株主総会対応のポイントのうち、特に最新の論点について取り上げます。

1. 役員等の任期及び選任登記等の扱いについて

法務省は、5月28日付で「商業・法人登記事務に関するQ&A」(本Q&A)を更新しました。本Q&Aによれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定した時期に定時株主総会を開催し役員選任の決議を行うとともに、継続会を開催する場合(継続会方式)について、当初の株主総会の時点において改選期にある役員等の辞任を要することなく任期が満了するものとして、当初の株主総会における決議によりその後任を選任することも可能との解釈が示されました。この場合、登記実務上、当初の株主総会が終了した時点で任期満了した扱い(改選期にあった役員が重任された場合は、重任された扱い)とするためには、当初の株主総会の議事録に「株主総会の議事録に改選期にある役員等の任期が当初の株主総会の時点で満了する旨及びその後任を選任した旨」が記載されることが必要とされています。なお、東京株式懇話会からは、5月29日付で、上記場合の取締役選任議案の記載例が公表されています。

Client Alert

また、新型コロナウイルス感染症の影響で開催延期方式を採用する場合には、定時株主総会を開催することができない状況が解消された後合理的な期間内に開催された定時株主総会の終結の時に、計算書類等の報告・承認を目的とせずに株主総会（臨時株主総会）を開催し当該株主総会において役員の変更をすることとした場合には、当該臨時株主総会の終結の時に、改選期にある役員等の任期が満了するとの解釈が示されました。

2. ウェブ開示の対象の拡大について

5月15日、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令37号。「本改正省令」）が公布・即日施行されました。本改正省令は、新型コロナウイルスの拡大を踏まえた時限措置として、一定の要件の下で、従来、ウェブ開示によるみなし提供が認められていなかった事項の一部についてウェブ開示を認めるものです。今回時限的にウェブ開示が認められるのは、a.事業報告のうち、「事業の経過及びその成果」（会社法施行規則120I④）及び「対処すべき課題」（会社法施行規則120I⑧）、b.貸借対照表及び損益計算書、c.事業報告及び計算書類に関する監査役等及び会計監査人の監査報告（会社法施行規則133I②ロ、会社法計算規則133I②ロ、③ロ・ホ）です。

なお、貸借対照表及び損益計算書並びにその監査報告については、会計監査人の監査報告による無限定適正意見が付されていること等の一定の要件を満たす場合にのみ、ウェブ開示を行うことが認められます（会社法計算規則133条の2I②～⑥）。また、時限的にウェブ開示の対象に追加されるすべての事項について、いずれも、ウェブ開示を行う場合には、「株主の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならない」とされており（会社法施行規則133条の2IV、会社法計算規則133条の2IV）、法務省が公表した「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）について」（本改正省令の解説）では、以下の3点が「株主の利益を不当に害することがないように特に配慮」する方法の具体例として挙げられているため、留意が必要です。

- i. 上記a～cについて、できるだけ早期にウェブ開示を開始すること
- ii. ウェブ開示開始後準備ができ次第速やかに上記a～cの事項を記載した書面を株主に送付し、又は書面による送付を希望できる旨招集通知に記載した上で、送付を希望した株主に準備ができ次第速やかに、上記a～cの事項を記載した書面を株主に送付すること
- iii. 株主総会の会場に会場した株主に対して上記a～cの事項を記載した書面を交付すること

本改正省令は、その施行の日から6ヶ月を経過した日に、その効力を失うとされていますが、施行の日から6ヶ月以内（本年11月16日より前）に取締役会決議によって定時株主総会を招集した場合には、ウェブ開示自体は同日以降行われても、今回の特例によるウェブ開示が可能と解されます（本改正省令施行附則2条）。

Client Alert

<参考資料>

法務省：「商業・法人登記事務に関する Q&A」

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html

法務省：「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）について」

<http://www.moj.go.jp/content/001319873.pdf>

金融庁・法務省・経産省：「継続会（会社法317条）について」

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

東京株式懇話会研究部：「継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例（改訂版）について」

https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2020_07.pdf

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：オーストラリアの現代奴隷法上の報告時期の延期

オーストラリアの現代奴隷法（Modern Slavery Act 2018）（「本法律」）は、2019年1月より既に施行されています。本法律は、連結ベースで毎年1億豪ドル以上の総収入を得ているオーストラリアの事業体又はオーストラリアで事業を行う事業体等に対して、自社の事業及び自社のサプライチェーンにおける現代奴隷リスクや当該リスクへの対応策に関するステートメントを毎年度報告することを要求するものです。かかるステートメントは公開されます。日本企業も上記条件をみたまず場合には、本法律におけるステートメントを報告する必要があります。

本法律におけるステートメントは、会計年度末日から6ヶ月以内に報告する必要があります。そのため、多くの日本企業を含む3月末決算の事業体においては、従来、2020年3月末に終了する年度についてのステートメントの報告を2020年9月末までに行う必要があるとされていました。但し、今般の新型コロナウイルス（COVID-19）の影響により、2020年6月末までに終了する年度分のステートメントに関しては報告期限が3ヶ月延期されることとなり、2020年3月末に終了する年度についてのステートメントは、2020年12月末が期限とされました。

ステートメントには、①事業体の組織、事業及びサプライチェーンの内容、②事業体及び当該事業体が所有又は支配する事業体の事業及びサプライチェーンにおける現代奴隷リスク、③事業体及び当該事業体が所有又は支配する事業体が当該現代奴隷リスク

Client Alert

に関し、評価及び対応するための措置（デューディリジェンス及び是正措置を含む。）の内容、④事業体が当該措置の有効性を評価する方法等を記載する必要があります。

オーストラリアの現代奴隷法に限らず、欧州各国やその他の多くの国・地域等においても「ビジネスと人権」の観点からの法整備が進んでおり、グローバルで活動する日本企業にとっては、「ビジネスと人権」の観点からのコンプライアンスに関しても、今後益々留意が必要となります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989

✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：民間金融機関での実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資の開始

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業自粛を要請される各企業等には深刻な打撃が生じ、緊急事態宣言こそ日本全域で解除されたものの、経済活動の停滞傾向は依然として継続しています。政府や監督官庁は、企業の財政破綻を防止するための様々な資金繰り支援策を実施、公表しており、これまでも、日本政策金融公庫による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を含む政府系金融機関による資金繰り支援策の活用が期待されていましたが、窓口に申込みが殺到し融資のための相談・面談が混雑する結果融資まで相応の時間を要するという実態が報道される等、機動的な資金繰り支援の実現には課題がありました。そのような中、経済産業省は、2020年5月1日付で、「民間金融機関での実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資」の開始を公表し、新型コロナウイルス感染症対策としての企業の資金調達に、民間金融機関からの資金繰り支援というオプションを追加しました。

民間金融機関からの資金繰り支援を受けるための要件は、セーフティネット4号、5号又は危機関連保証のいずれかの認定を受けていることであり、これを満たす企業は、売上高の減少幅に応じた融資条件（保証料、金利）にて融資を受けることができます⁵。中小企業信用保険法に基づくセーフティネット4号、5号又は危機関連保証の認定は、本来、経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、信用保証協会による保証限度額に別枠を設けることで円滑な資金調達を実現するためのものですが、今般の緊急状況に鑑み、かかる認定が民間金融機関から融資を受けるための要件に借用されたという形となります。セーフティネット4号、5号又は危機関連保証のいずれかの認定は、本来は各企業が自治体に対して認定申請を行う必要があるものですが、民間金融機関からの

⁵ <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

Client Alert

資金繰り支援を受ける際には、必要書類を準備して民間金融機関に申請すれば、民間金融機関が認定申請を代理で行うことによって民間金融機関におけるワンストップ手続が可能とされています。このように、民間金融機関を一元的窓口としてワンストップで効率的、迅速に手続を行うことによって、企業に対する柔軟かつ機動的な資金繰り支援が行われることが期待されます。

カウンセラー 濱 史子
☎ 03-5220-1802
✉ fumiko.hama@mhm-global.com
アソシエイト 本井 豊
☎ 03-5223-7776
✉ yutaka.motoi@mhm-global.com

9. M&A：事業再編研究会、「事業再編実務指針案」を公表

経済産業省の事業再編研究会は、2020年4月20日開催の第5回会合で、事業再編実務指針案（「本指針案」）を公表しました。さらに、同年5月22日開催の第6回会合では、本指針案にポストコロナの事業再編等の内容を追加するとともに、事業再編研究会報告書「今後の検討課題」案（「本報告書案」）を公表しました。

日本企業では、スピンオフや事業売却等によるノンコア事業の切出しに消極的な傾向があると指摘されています。そうした背景の下、本指針案では、経営陣、取締役会・社外取締役に求められる役割や、投資家との対話や情報開示の在り方等が示されています。また、本指針案をベースに今後作成される事業再編実務指針においては、企業の持続的成長に向けた事業再編を促進するため、経営陣、取締役会・社外取締役、投資家それぞれの視点から、コーポレートガバナンスを有効に機能させる方策を整理し、事業の切出しのベストプラクティスを示すことが予定されています。

また、本報告書案では、事業再編の促進のために、スピンオフ税制の拡充等を求めるほか、自社株式対価 M&A に関する税制措置を創設するべきであるとの意見が取りまとめられています。

経済産業省は、2020年6月末を目途に、事業再編実務指針を含む事業再編研究会報告書の公表を行う予定です。本指針案及び本報告書案については、経済産業省のウェブサイト（第6回事業再編研究会 開催日 2020年5月22日）をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jigyosaihen/006.html>

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 齋藤 悠輝
☎ 03-5220-1878
✉ yuki.saito@mhm-global.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁による「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」及び「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について」の公表

金融庁は、2020年5月21日、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表し、有価証券報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示を要請しています。具体的には、財務情報及び非財務情報（記述情報）の双方において、「会計上の見積り」に用いた仮定について新型コロナウイルス感染症に関する追加情報の開示を要請するとともに、非財務情報（記述情報）において、「事業等のリスク」における感染症の影響や対応策、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」における業績や資金繰りへの影響分析、経営戦略を変更する場合にはその内容等の充実した開示を要請しています。

また、金融庁は、同日、3月27日付で公表した「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について」を更新しています。ここでは、2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項として、①新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項（2020年3月期に適用される開示制度の改正のうち、主に「経営方針・経営戦略等」、「事業等のリスク」、「MD&A」及び「監査の状況」）、②平成31年度有価証券報告書レビュー（法令改正関係審査として、「役員報酬等」、「株式等の保有状況」及び「税効果会計」が、重点テーマ審査として、「関連当事者取引」、「ストック・オプション等」、「ESOP等」が対象）の審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項が公表されています。特に、②については、開示項目ごとに、実際の上場会社の有価証券報告書を抜粋した好開示例、改善の余地があると考えられる開示例・改善の方向性が公表されています。

既に2020年4月17日付の「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」により、有価証券報告書の提出期限は一律に2020年9月末まで延長されておりますが、今後、各上場会社においては、新型コロナウイルス感染症の影響や新たに適用となる開示制度を踏まえた上で有価証券報告書の記載を検討していくことが望まれます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

アソシエイト 田村 哲也

☎ 03-6213-8114

✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務: 国税庁による申告・納税の取扱いに関する FAQ の公開・更新(2)

当事務所の [Client Alert 2020 年 5 月号 \(Vol.77\)](#) で紹介したとおり、国税庁は、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税等の当面の税務上の取扱いに関する FAQ」(「税務取扱 FAQ」) を公開・更新していたところ、5 月 15 日及び 5 月 29 日付で、さらにその内容を更新しました。その内容は多岐に亘りますが、例えば以下のような項目が含まれております。

①資産の貸付に係る消費税率等の経過措置(旧税率 8%)の適用を受けている賃料を 2019 年 4 月 1 日以後に変更した場合、正当な理由に基づく場合を除き経過措置が適用されなくなるところ、不動産の賃貸人が、政府の要請を踏まえて新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために当該賃料を減額することが明らかな場合は、正当な理由に基づくものに該当し、当該経過措置(旧税率 8%)が引き続き適用されます(税務取扱 FAQ の 5-問 12)。

②著作権料等の支払を受ける非居住者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により、源泉所得税の免除に必要な租税条約に関する届出書を期限までに提出できない場合には、新型コロナウイルス感染症が沈静するまでの当面の対応として、メール等により受領した届出書を出力したものを税務署に提出することが認められます(税務取扱 FAQ の 5-問 13)。

③配当の支払を受ける非居住者等が、届出書への添付書類である居住者証明書を期限までに提出できない場合には、源泉徴収義務者が居住者等の居住者証明書の写し(おおむね 1 年以内に発行されたもの)を保管しているときは、そのコピーを提出することが認められ、当該非居住者等が源泉徴収義務者の関連会社等であって、その源泉徴収義務者においてその非居住者等が条約相手国の居住者であることが明らかなきときは、届出書の余白にその旨を記載する方法が認められます(税務取扱 FAQ の 5-問 14)。

<参考資料>

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税等の当面の税務上の取扱いに関する FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 緒方 航
☎ 03-6213-8161
✉ ko.ogata@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（タイ）：タイ個人情報保護法（事業者に関する規定）の施行延期

タイにおいて、2019年5月28日付で施行されたタイ個人情報保護法は、個人情報保護委員会に関する規定等を除く重要な条項（事業者の義務や罰則に関するすべての規定）については、施行から1年後の2020年5月27日付で効力が生じるとされ、その適用が猶予されていました。また、法令上の義務の具体的な要件・基準・手続については、同法施行から1年以内に発行される下位規則・通達によって具体的に規定されるとされ、不明確な点も多く残っている状況でした。この期間は同法が適用される事業者にとって同法に対応するための準備期間と捉えられていました。

もっとも、個人情報保護委員会自体のメンバー選考等に時間を要しそもそも委員会の発足自体もままならず、下位規則・通達も一切公表・発行されない中で、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響もあり、当初予定していた本年5月27日の時点で同法に沿った対応をできる企業が限られること等から、同法の効力発生や執行開始の延長の可能性について現地では度々話題に挙がっていました。

そのような中、2020年5月19日に、同法の担当省である Ministry of Digital Economy and Society（デジタル経済社会省）が提出した勅令（Royal Decree、「本勅令」）が内閣において承認され、同勅令記載の22の事業セクターについては、1年間効力発生が延期されていた規定（実質同法上の義務・罰則に関するすべての規定）に関して、さらに約1年間（2021年6月1日付で施行）、効力発生が延期されることとなりました。

延期の対象となる事業セクターは具体的に22項目が列挙されていますが、「工業に関する事業（businesses relating to industry）」や「商業に関する事業（businesses relating to commerce）」等、かなり広範に読める項目も存在しており、およそすべての事業者はいずれかのセクターには該当し得るように見受けられ、実質的には全面的な適用延期と捉えられています。

なお、適用除外となる上記事業者においても、同勅令における義務として、個人情報保護のためのセキュリティ対策（security measures）を施すこととされています。但し同セキュリティ対策の内容は「デジタル経済社会省が別途定める基準に従う」とされているところ、現時点では同基準は示されておらず、今後の動向を見守る必要があります。

今後は、1年後（2021年5月31日）の施行に向けて、これまで準備を進めてきた企業にとっては再度仕切り直しの上で、またこれまで十分な検討を進めてこられなかった企業にとっては獲得できた準備期間として、今後具体的な対応を行っていくことになると考えます。

なお、同法の内容の詳細等については、**2020年5月28日付で当事務所にて別途発行した合同ニュースレター**をご参照ください。

Client Alert

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00042118/20200528-115131.pdf>

カウンセラー 二見 英知
☎ +66-2-009-5167 (バンコク)
✉ hidetomo.futami@mhm-global.com

アソシエイト 細川 裕嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

アソシエイト 白井 啓子
☎ +66-2-009-5130 (バンコク)
✉ keiko.shirai@mhm-global.com

13. 新興国（イラン）：対イラン経済制裁に関する近時の動向

近時、アメリカの政権高官が、2015年のJoint Comprehensive Plan of Action（包括的共同作業計画、「JCPOA」）により解除された対イランの国連制裁の復活を示唆する発言を相次いで行っています。

イラン・米国・イギリス・フランス・ドイツ・中国及びロシアの6カ国は、2015年7月、イランの核開発事業の大幅な削減を目的として、EUや米国がイランに対して行っている経済制裁を段階的に緩和する多国間合意（JCPOA）を締結しました。しかし、2018年5月8日、米国はJCPOAから離脱し、その後段階的にイランに対する経済制裁を再開していました。

JCPOAには、イランがJCPOAの内容を遵守していない場合等、合意の遵守状況に関して問題が生じた場合に直ちに制裁を復活するためのSnap Back条項が存在しています。Snap Back条項においては、参加国により構成される合同委員会でJCPOAの不遵守に関する問題を協議する等一定の手続を経てもなお問題が解決されない場合には、参加国が国連安全保障理事会（「安保理」）に当該問題を付託することができ、安保理において国連制裁の解除を継続する決議案が決議されない場合には国連制裁が復活することとされています。

上記のように米国は2018年にJCPOAを離脱したとされているため、安保理にJCPOAの不遵守に関する問題を付託することができる「参加国」に含まれるか否かは争点となりますが、仮に安保理に付託された場合には、米国は安保理において拒否権を発動することに鑑みると、イランに対する国連制裁が復活する可能性も高いと考えられます。

イランを巡っては、近年米国による経済制裁が益々強まってきており、直近でも2020年5月27日に、米国国務長官が、米国がJCPOA離脱後も制裁の免除を継続していた原子力関連事業に関する米国制裁を再開させる旨の声明を出す等、イランに対する米国制裁は今後一層厳しくなる傾向にあります。これに加えて国連制裁が復活した場合、日

Client Alert

本における対イラン経済制裁の内容にも影響を及ぼす可能性もあり、今後の動向を十分に注視していく必要があります。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com
アソシエイト 片野 泰世
☎ 03-6212-8370
✉ taisei.katano@mhm-global.com
アソシエイト 木内 遼
☎ 03-5293-4849
✉ ryo.kiuchi@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：改正外弁法の成立・公布

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（「外弁法」）の改正案は、[Client Alert 2019年12月号 \(Vol.72\)](#) においてお知らせしたとおり、国会における議論がなされていましたが、5月22日に衆議院本会議において可決・成立し、同月29日に令和2年法律33号として公布されました。

外弁法は、「外国（原資格国）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」（「外国弁護士」）が日本において一定の要件を満たした場合に、法務大臣の承認を得て、日本において「外国法事務弁護士」という資格の下、一定範囲の法律事務を行うことを可能としている法律であり、外国法事務弁護士は、①当該外国弁護士の資格取得国（「原資格国」）の法律に関する法律事務、及び②国際仲裁事件に関する事務を行うことが認められています。今回の改正による変更点は、大きく3点です。

(a) 外国法事務弁護士資格取得のための要件の緩和

外国弁護士が日本における外国法事務弁護士資格を取得するためには、原資格国等日本国外での職務経験が3年以上必要であるとされています。従来、日本での労働提供期間のうち1年間を、当該3年のカウントに算入できるとされていましたが、今回の改正では、算入上限を2年に引き上げています。これにより、原資格国における職務経験がより短い外国弁護士にも、外国法事務弁護士としての門戸が開かれることとなります（外弁法10条2項）。

(b) 外国法事務弁護士による取扱業務の拡大

従来、外国法事務弁護士が取り扱うことのできる業務のうち、「国際仲裁事件」とは、「国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であって、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有するもの」と定義されていましたが、今回の改正により、外国を仲裁地とする案件や、準拠法が日本法以外の案件、当事者全員が国内に本店等を有するものの外国企業を親会社とする案件等、外国と一定の関連性がある場合を「国際仲裁事件」に含めることとしました。また、国際仲裁案件が調停等の手続に移行する場合等を念頭に、新たに「国際調停事件」という定義を設け、

Client Alert

これについても、外国法事務弁護士において取り扱うことができることとしました（改正後の外弁法2条11号、11号の2、5条の3第1号及び2号、58条の2）。

(c) 共同法人制度の導入

日本弁護士と外国法事務弁護士が共同して社員となり法律事務を行う「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」の設立が可能となりました（改正後の外弁法2条6号及び19号、6条1項6号等、68条以下）。

改正のうち、上記(a)(b)については公布日から3ヶ月を経過した日から、上記(c)については公布日から2年6ヶ月以内の政令で指定する日から、それぞれ施行されることとなります。

パートナー 金丸 祐子
☎ 03-6266-8542
✉ yuko.kanamaru@mhm-global.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー [『MaaS/CASE時代の自動車産業におけるM&Aの最新の動向と留意点 - 新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)拡大を踏まえて -』](#)

視聴期間 2020年5月14日(木)～2020年6月13日(土)

講師 佐藤 典仁

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー [『コロナウイルスの影響を受けた役員給与の自主返納・減額の法務・税務』](#)

視聴期間 2020年5月25日(月)～2020年6月24日(水)

講師 小山 浩、加藤 裕之

主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー 『第4265回金融ファクシミリ新聞社セミナー「民法改正が金融取引実務に与える影響～取引類型別の注意点と契約条項の注意点～」』

開催日時 2020年6月25日(木) 13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社FNコミュニケーションズ

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『デジタル金融未来レポート 2020』（2020年4月刊）

出版社 株式会社 日経BP

著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、宮田 俊、吉田 和央、湯川 昌紀、石橋 誠之、山川 佳子、芳野 涼（共著）

Client Alert

- 論文 「新型コロナウイルスと「総会開催」の考え方 (3)「株主総会運営に係る Q&A」のポイントと実務に与える示唆」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2230
著者 渡辺 邦広
- 論文 「中国最新法律事情 (239) 新型コロナウイルス感染拡大を受けての対応施策」
掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.4
著者 森 規光、解 高潔
- 論文 「コーポレート・ガバナンス報告書の分析 2019 年シーズンの CG コードの開示 株主との建設的な対話」
掲載誌 資料版商事法務 433 号
著者 内田 修平、位田 陽平 (共著)
- 論文 「機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析<下>—2020 年版—」
掲載誌 資料版商事法務 433 号
著者 松下 憲、片野 泰世、倉地 祐輔、渡邊 悠介
- 論文 「テレワーク・BYOD に潜むサイバーリスクへの対応」
掲載誌 NBL No.1169
著者 薦 大輔
- 論文 「セキュリティトークン・STO 規制の全体像」
掲載誌 金融法務事情 No.2137
著者 増田 雅史
- 論文 「契約・株主総会・人事労務・独禁法・観光に関する法務 FAQ」
掲載誌 企業会計 Vol.72 No.6
著者 横田 真一郎、高宮 雄介、南谷 健太、木村 空人、前島 賢士朗
- 論文 「財産評価に関する近時の裁判例の動向」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.32/通巻 779 号
著者 小山 浩、加藤 裕之、鷹尾 征哉

Client Alert

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第2回 個人情報を取扱うには何をしなければいけないの？」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 5 月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第3回 個人情報と新型コロナウイルス感染症」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 6 月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「新型コロナウイルス感染症等を理由としたイベント開催可否を巡る法的問題と企業の判断」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 6 月号
著者 佐々木 奏
- 論文 「株主アクティビズムの最新動向 アクティビストとの和解契約を中心に」
掲載誌 Business Law Journal No.147
著者 松下 憲
- 論文 「インド進出にあたって知っておきたいインド会社法の基本」
掲載誌 BUSINESS LAWYERS
著者 御代田 有恒
- 論文 「医療法人の「支配権争い」にどう備える？（第1回）」
掲載誌 日経ヘルスケア 2020 年 5 月号
著者 中野 進一郎
- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第3回 社員・持分（1）」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.6
著者 安部 慶彦
- 論文 「弁護士からみた国税局」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.6
著者 小山 浩

Client Alert

- 論文 「中小企業オーナーが知っておきたい取締役の義務と責任」
掲載誌 月刊 税務 QA 218 号
著者 小山 浩
- 論文 「サイバーセキュリティに関する情報共有」
掲載誌 情報の科学と技術 2020 年 70 巻 5 号
著者 蔦 大輔
- 論文 「大学との共同研究に関する留意点」
掲載誌 知財管理 Vol.70 No.5
著者 三好 豊
- 論文 「[A Global Competition Review Special Report] Japan: E-Commerce
2020」
掲載誌 The Asia-Pacific Antitrust Review 2020
著者 高宮 雄介
- 論文 「The Private Competition Enforcement Review - Japan Chapter」
掲載誌 The Private Competition Enforcement Review 13th Edition
著者 加賀美 有人、水口 あい子
- 論文 「Getting the Deal Through - Risk & Compliance Management
- Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Risk & Compliance Management
著者 藤津 康彦、梅津 英明、宮田 俊、御代田 有恒、塚田 智宏
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Real Estate 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Practice Guides Real Estate 2020
著者 小澤 絵里子、石川 直樹、青山 大樹、蓮本 哲
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2020
- Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2020
著者 棚橋 元、紀平 貴之、関口 健一、松下 憲

Client Alert

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Project Finance 2020 - Japan Chapter」

掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Project Finance 2020 Ninth Edition

著者 村上 祐亮、白川 佳
- 論文 「The Private Equity Review - Japan Chapter (Fundraising)」

掲載誌 The Private Equity Review 9th Edition

著者 石田 幹人
- 論文 「The Private Equity Review - Japan Chapter (Investing)」

掲載誌 The Private Equity Review 9th Edition

著者 内田 修平
- 論文 「Trademark Protection Towards the Upcoming Tokyo Olympics: Legal Framework to Regulate Ambush Marketing」

掲載誌 Business Law International Vol.21 No.2

著者 岡田 淳、石川 大輝

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **新型コロナウイルス感染症への対応について（5月28日更新）**

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

■在宅勤務について

日本国内における緊急事態宣言の解除を受けて、当事務所の国内各オフィスでは段階的に業務を再開しつつ、引き続き出勤者を減らす等の対応をとることとしております。当事務所の海外オフィスでも出勤者を減らす等の対応をとっており、また、シンガポールオフィスでは引き続き在宅勤務態勢をとっております。国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

Client Alert

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止若しくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにてその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施することとしております。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

- **高宮 雄介 弁護士が Global Competition Review (GCR) による"40 Under 40"の2020 年版に日本からの唯一の受賞者として選ばれました**

高宮 雄介 弁護士が Global Competition Review (GCR) による"40 Under 40"の2020 年版に日本からの唯一の受賞者として選ばれました。

Global Competition Review の"40 under 40"とは、4年に1度、世界中の40歳以下の競争法弁護士、エコノミスト、競争当局担当者、研究者から40名の傑出した競争法実務家を選出する形で発表されるリストです。

- **【訃報】石黒 徹 弁護士**

当事務所のシニア・アドバイザーである石黒 徹 弁護士が、2020年5月18日午後11時16分、65歳で永眠いたしました。葬儀は、故人の意向で内々で執り行われます。

石黒 弁護士は、長年当事務所の経営メンバーとして、その創設と発展に多大な貢献をされました。昨年末まで当事務所のパートナーを務められ、キャピタル・マーケッツ業務の第一人者でした。

ここにご報告申し上げると共に、謹んで感謝と哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたします。

Client Alert

故・石黒 弁護士の略歴

1954 年生まれ。1973 年に私立桐朋高等学校を、1978 年に東京大学法学部第 1 類を卒業。1983 年コロンビア大学ロースクール修了後、Sullivan & Cromwell 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務。1985 年から濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）パートナー。日本 IR 協議会委員、金融法委員会委員、日本インベスター・リレーションズ学会理事、金融庁開示制度ワーキング・グループ委員、金融審議会専門委員、TDK 株式会社社外監査役、大和アセットマネジメント株式会社社外取締役、日本投資者保護基金理事、日本取引所自主規制法人理事、NPO 法人 LGBT とアライのための法律家ネットワーク理事、公益社団法人経済同友会幹事等を歴任。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com